

平成25年度

第18回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成25年12月6日(金)
開会16時10分 閉会17時31分

場 所 教育委員室

平成25年度
第18回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第1号議案 教育庁の管理職人事について

第2号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

①平成25年第4回定例県議会提出議案に対する教育委員会の意見について

②学校教育法施行規則の一部改正について

(3) 協 議

①「平成26年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて

②大分県スポーツ推進審議会委員の変更と公募制の導入について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	委員長	岩 崎 哲 朗
	委員	波多野 順 代
	委員	麻 生 益 直
	委員	林 浩 昭
	教育長	野 中 信 孝
	欠席委員	松 田 順 子
事務局	教育次長	河 野 盛 次
	教育次長	宮 脇 和 仁
	教育次長	別 木 達 彦
	教育改革・企画課長	佐 野 壽 則
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	教育財務課長	竹 野 泰 弘
	福利課長	大 石 尚 志
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義 一
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課長	高 畑 一 郎
	社会教育課長	法 雲 淳
	人権・同和教育課課長補佐	甲 斐 順 治
	文化課長	佐 藤 英 一
	体育保健課長	蓑 田 智 通
	教育改革・企画課主幹	勝 尾 裕 美
	教育改革・企画課主査	釘 宮 隆 之

2 傍聴人

11 名

開会・点呼

(岩崎委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日、松田職務代理が欠席です。
ただいまから、平成25年度第18回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(岩崎委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、波多野委員にお願いしたい
と思います。

会期の決定

(岩崎委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は17時20分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(岩崎委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議
を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案及び第2号議案、協議の②は人事に関する案件ですので、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規
定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいた
します。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは第1号議案及び第2号議案、協議の②の3件は、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い次に、非公開による議事を行います。

【報 告】

①平成25年第4回定例県議会提出議案に対する教育委員会の意見について

(岩崎委員長)

それでは、報告第1号「平成25年第4回定例県議会提出議案に対する教育委員会の意見について」報告をしてください。

(野中教育長)

報告第1号「平成25年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」ご説明いたします。

報告第1号の報告書3ページをご覧ください。

平成25年第4回定例県議会に上程された議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について」など4議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会の意見を求められました。

本来なら知事への回答にあたり、教育委員会で議決していただくところですが、日程の都合上、協議できませんでしたので、「大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則」第3条第1項に基づき教育長が臨時代理として処分しました。

報告書2ページのとおり異議のない旨回答しましたので、同条第2項に基づき、本委員会に報告いたします。

各議案の内容等につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(法雲社会教育課長)

4ページの第114号議案「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について」の第1条「大分県社会教育委員条例の一部改正」につきましてご説明いたします。11ページをお開きください。

まず1の「第3次一括法」改正概要でございますが、本年6月14日に、表記のいわゆる第3次一括法が公布され、附属機関の委員の資格、定数等に係る法律の義務付け・枠付けの見直しが行われました。

中段をご覧ください。これまで、大分県社会教育委員の委嘱基準については、社会教育法第15条において学校教育・社会教育・家庭教育・学識経験者の4つの分野から選出するよう規定されていましたが、右側の今回の改正により第18条で委員の委嘱基準は文部科学省令で定める基準を参酌して、地方公共団体の条例で定めることとされたことから、今回、関連する大分県社会教育委員条例の一部を改正するものであります。

下段をご覧ください。委員の委嘱基準については、今回の法改正に基づき、参酌すべき基準が文部科学省令で示されており、これは改正前の法律の基準と同様ですが、本県の実情にかなうことから、国の基準どおり条例に規定するものです。

次のページをお開きください。今回改正の大分県社会教育条例の新旧対照表を掲げております。上段の改正後（新）では、第3条にただ今ご説明した委員の委嘱基準に関する規定を新設するほか、第5条について、教育委員会の諮問・課題等に適宜対応していくため、九州各県と同様に開催月規定を年3回の開催にすること及び漢字・仮名等表記の修正を行っています。

以上でございます。

（藤本教育人事課長）

「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」の内容について、ご説明いたします。

議案は、6ページでございます。

この条例案は、人事委員会の勧告等の趣旨を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情を考慮して、所要の制度改正を行うために提出されたものです。

詳細につきましてご説明いたしますので、15ページをお開きください。

1の（1）の「昇給制度」については、平成26年1月1日から、「55歳を超える職員の標準昇給号給数」を、現行の「2号給」から「0号給」に改めるものです。

なお、この改正は、昨年の人事委員会勧告によるもので、内容、実施時期とも国に準じています。

（2）の「通勤手当」については、長距離通勤者の負担を考慮して、平成26年4月1日から、手当額を改定するものです。

「特急列車利用者」については、現行では「1月当たり5万5千円を限度に、普通定期券と特急料金の合計額を支給」していますが、1月当

たり5万5千円を超える場合は、「現行の額に加え、超える額の3/4に相当する額を支給」することとするものです。

また、「高速道路等利用者」については、現行では「通勤距離に応じた額に高速道路等料金の1/2相当額を加算して支給」していますが、この加算額を「高速道路等料金の3/4相当額」に改めるものです。

(3)の時間外勤務手当等の基礎となる「勤務1時間当たりの給与額」については、これまで国の算定方法に準じていましたが、平成26年4月1日から、労働基準法の規定に基づいた算定方法に改めるものです。以上でございます。

(竹野教育財務課長)

「大分県立学校の設置に関する条例の一部改正」につきまして説明いたします。

議案は、報告書の8ページでございます。

本議案は、大分県立臼杵商業高等学校、大分県立野津高等学校、及び大分県立津久見高等学校を廃止するため、設置条例の一部改正を行うものです。

詳細につきましてご説明いたしますので、20ページをお開きください。

「1改正内容」ですが、次のページの条例別表の新旧対照表のとおり、先の3校を廃止するものであります。

「2改正理由」の(1)大分県立臼杵商業高等学校、大分県立津久見高等学校の廃止ですが、「高校改革推進計画」に基づき、この2校と大分県立海洋科学高等学校を統合し平成24年4月に新たな津久見高等学校を開校したことに伴い、臼杵商業高等学校及び統合前の津久見高等学校は平成24年度から生徒の募集を停止しており、平成23年度以前に入学した生徒が平成26年3月で卒業しますので、同校を廃止するものでございます。

なお、海洋科学高等学校につきましては、在籍している生徒全員が津久見高等学校海洋科学学校に転校した上で、平成24年4月1日に廃止されております。

次に(2)の大分県立野津高等学校の廃止ですが、(1)と同様「高校改革推進計画」に基づき大分県立大分南高等学校に福祉科が設置されたことに伴い、野津高等学校の生徒の募集を平成24年度から停止しており、平成23年度以前に入学した生徒が平成26年3月で卒業しますので、同校を廃止するものでございます。

「3施行期日」ですが、平成26年4月1日としております。なお、下に「統合等の手順」を図示しておりますので参考としてご覧願います。以上でございます。

(菘田体育保健課長)

「公の施設の指定管理者の指定」につきましてご説明します。

議案は、9ページでございます。

詳細につきましてご説明いたしますので、21ページをお開きください。

庄内屋内競技場は、平成4年に県が設置して以来、旧庄内町並びに由布市が管理し、「チャレンジ!おおいた国体」のライフル射撃競技が開催された施設です。

現在、庄内屋内競技場は、平成18年度に導入した指定管理者制度によって由布市が管理しておりますが、本年度末で指定期間が終了することから、次年度以降5年間においても指定管理者に由布市を指定することについて手続きを進めております。

まず1の施設の概要でございますが、約1万㎡の敷地に50mと10mのライフル射撃競技用の2棟があります。そのうち競技場棟は、射場の他屋内テニスや卓球、ゲートボールなど多目的な利用が可能です。

2の由布市を指定する理由ですが、庄内屋内競技場が由布市総合運動公園に隣接し、スポーツゾーンの一施設として一体的、効率的に管理されていることから、由布市を指定管理者に任意指定するものであります。

3の指定管理者の業務につきましては、施設の維持管理や利用許可、利用促進に関する業務等があります。

4の目標指標であります。庄内屋内競技場につきましては、目標指標を年間利用者数4,500人に設定し、今後に向け安定的な利用促進に取り組んでいきたいと考えています。

5の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日での5年間を予定しています。

6の管理に要する経費は、施設の利用料金を指定管理者が自らの収入として収受する利用料金制を採用し、委託料は支出しないこととしています。

7の県民意見及び有識者の意見についてですが、平成25年9月13日から10月31日までの間、「大分県立庄内屋内競技場の指定管理者の任意指定(案)」に対する県民意見を募集しましたが、意見の提出はありませんでした。

また、有識者として、大分県スポーツ推進審議会委員20名に同案に対するご意見を伺いました。

由布市の指定管理者の任意指定については肯定的な意見のみで、反対意見はありませんでした。

8の今後の手続きですが、指定管理者の指定等に関する事務は、大分県教育庁等事務決裁規程により教育長の専決事項として処理させていただいており、第4回定例県議会に議案を提出しております。

県議会の議決後に由布市を指定管理者として指定し、告示します。由

布市とは、業務内容等具体的な事項について協議した後、協定を締結したいと考えています。

以上でございます。

(岩崎委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(麻生委員)

議案に異論があるということではありませんが、高速道路に係る手当については、いろんな割引制度もありますが、これは実費の2分の1を4分の3にするということですか。

(藤本教育人事課長)

考え方はそういうことです。現金払いの場合とETCを設置している場合とで算定が異なりますが、例えば、大分・日田間の場合、現行では現金払いの場合98,700円の実費に対して手当額・自己負担額が49,350円となっています。ETC設置の場合は50,400円の実費に対して手当額が27,675円、自己負担額が22,725円となっています。今回の改正により、この自己負担額が縮小されることになります。

(麻生委員)

地元との密着という考えに逆行しているのではないか、地元との密着という観点と長距離通勤の兼ね合いをどう考えるか検討してみたいという感想を持ちました。先生方の意見も聞いてみたいと思いました。

(岩崎委員長)

それは、先生方に地元に住んでほしいということですか。

(麻生委員)

学校と地域とのコミュニケーションの観点から、長距離通勤がどういうふうに影響しているのかなということですか。

(岩崎委員長)

統計的には平均の通勤距離はそうでもないようでしたが。

(藤本教育人事課長)

通勤距離は、小・中学校で平均約11km、県立学校で約18kmとなっています。

(岩崎委員長)

報告に対する異論ではない質問ということでした。では、報告第1号についてはよろしいですね。

②学校教育法施行規則の一部改正について

(岩崎委員長)

それでは、報告第2号「学校教育法施行規則の一部改正について」報告をしてください。

(佐野教育改革企画課長)

2ページ目をお開きください。

11月29日に文部科学省から通知がありまして

学校教育法施行規則の一部改正する省令が平成25年11月29日に公布され、公布の日から施行されることとなりました。今回の改正の趣旨内容及び留意事項については、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処ください、ということでございました。次の3ページをお開きください。

第2 改正の内容

- (1) 公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校において、設置者が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確にすること。6ページをお開きください。現行は、第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでないとしております。この条文におきまして、第六十一条、二の土曜日、日曜日、祝日については、特別の必要がなければ休業日であるとされておりました。この条文は、中学校、高等学校、特別支援学校にも準用されております。今回これを、上段の改正案ですが、第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。このように改正をされております。つまり、設置者が必要と認めれば土曜日等に授業を行うことができる、ということが明確になったということでございます。3ページにお戻りください。この改正の際に5つの留意事項ということで第3に記載されております。

第3 留意事項

- (1) 公立学校において、土曜日等に授業を実施する場合の内容や頻

度等については、土曜日等の教育、スポーツ活動等の状況など学校や地域の実情、児童生徒の負担等も踏まえながら、設置者において適切に判断される必要があること。

- (2) 学校、家庭及び地域の三者が互いに連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという基本理念は引き続き重要であり、公立学校において土曜日等に授業を行う場合には、児童生徒の発達段階を踏まえつつ、例えば、地域と連携した体験活動を行ったり、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得たりするなど、土曜日等を実施することの利点を生かした工夫を行うことが期待されること。
- (3) 公立学校において土曜日等に授業を実施する場合には、保護者や関係機関等の協力を得ながら、児童生徒の登下校時の安全確保について適切な対応を図ること。
- (4) 土曜日等の教育環境の充実のために教職員が土曜日等に勤務をする場合には、週休日の振替等を実行するなど適切に対応すること。
- (5) 公立学校における土曜日等の授業の実施は、子供たちの土曜日等における教育環境の充実を図るための方策の一つとして位置付けられるものであり、設置者においては、土曜日等の授業のほか、地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実等により、総合的な観点から子供たちの土曜日等の教育環境の充実に取り組むことが期待されること。といった5点でございます。特に(5)の留意事項は、今回の改正といったものが土曜日に学校を開いて授業を行うことそのものが主眼ではなくて、何かしらの形で子どもたち土曜日の活動を活発にする、ということが目的だということを示しております。この関係で下村文部科学大臣が豊後高田市の「学びの21世紀塾」を視察された際に地域が子供の土曜日等の学びを支援する事例として全国の見本となる取組だという認識を示しているところでございます。1ページをお開きください。この文部科学省からの通知を受けまして、大分県教育委員会といたしましては、以下のように市町村教育委員会及び県立学校に対して通知をしたいと考えております。

(市町村教育委員会に対して)

- ・改正の趣旨等を十分に御了知の上、適切に対処頂くこと。
- ・子供たちの土曜日等における教育環境の充実を図ることは重要であり、地域の教育力を活用した学びの支援に積極的に取り組んで頂きたいこと。

(県立学校に対して)

- ・通知の通りの改正があったこと
- ・設置者である県教育委員会としての今後の対応方針については現在検討中であり、年度内に改めて知らせること。
特に県立学校につきましては、設置者としての方針を示す必要があり、現在庁内で検討チームを作って検討を進めているところでございます。
以上です。

(岩崎委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(林委員)

県内の市町村教育委員会でも導入しようとしているところがでてくると思うのですが、今の留意事項(4)の土曜日等で先生たちの勤務が振替なければいけないとなった時に平日の授業がうまくいくのかどうか、心配になったのですが、どんな感じになるのですか。

(藤本教育人事課長)

前回の教育委員会会議で週休日の振替を改正させていただくことになりました。現在でもなかなか取りにくいということで前を4週から8週に、後を8週から16週に体制を改正しております。この体制については1月1日から施行すると通知しております。夏休みにとっていただく工夫、しかし、週休日の趣旨からいくとなるべく近いところに、各学校等の事情を踏まえて対応していただくことになると思います。

(河野教育次長)

教職員の負担軽減という形で広くとらえて、土曜日授業に関係なくすでに制度化されております。そういったことも活用できるということです。

(林委員)

環境は整っているということですね。分かりました。
県立学校の方針は検討中だということですが、実態はどうでしょうか。

(高畑高校教育課長)

県立高等学校ですが、土曜講座ということでももちろん定期の授業ではありませんがPTAの主催でやっています。今年度については、24校で実施しており、全体の51%です。多くの学校では、専門高校を含めて資格取得だとか、補習等で、学校を開放して、7割ぐらいの学校でや

っております。

(林委員)

教育委員会として、統一的な方針を出していこう、ということを議論されているということによろしいですね。分かりました。

【協 議】

①「平成26年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて

(岩崎委員長)

それでは、協議の①「平成26年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて」協議をします。

(後藤義務教育課長)

〈説明概要〉

- ・公表に係る文部科学省の考え方（実施要領）
- ・公表に係る大分県教育委員会のスタンス
本県調査結果の公表の取扱いと同様に、①市町村ごとの結果、②成果をあげている学校の結果・取組を積極的に公表することとしたい。
- 市町村・学校は、課題を分析し、具体的目標や改善策等を掲げ検証・改善を行うことはもとより、他の市町村や学校の事例を参考とすることや、家庭や地域に対する説明責任を果たしつつ、学校と家庭、地域が一体となった学力向上の取組を推進していくことができると考える。
- ・県教育委員会の対応
市町村教育委員会からの同意を得て、市町村ごとの結果や成果を上げている学校の結果・取組を公表することとしたい。
(詳細は、別紙資料を参照)

(岩崎委員長)

ただいま説明がありましたが、質疑・意見等のある方はお願いします。

(林委員)

各市町村等との協議においてもこのようなスタンスは理解されていると思います。私は非常にいいと思います。

(波多野委員)

県独自の学力調査は、すでに公表しています。現場に出掛けても反対意見は聞きませんので、定着しているのではないのでしょうか。県独自の学力調査と同じような公表ということであれば、違和感は感じないのではないかと思いますので私自身も賛成です。

市町村教育委員会が、公表するときに、自らが実施する改善策も併せて公表するとありますが、県はすでに同様の公表をしています。しかし、市町村教育委員会は、それぞれの取組みや予算等も異なる中で、それを公表するという事なのでしょうか。

(後藤義務教育課長)

市町村教育委員会は設置管理者でありますので、域内の学校においては責任があります。しかし、18市町村実情は異なりますので、それぞれの実情に応じて、主体的に方策を立てていただき、それを併せて公表していただければと考えております。

(波多野委員)

県教育委員会としては、積極的に働きかけていくということではないのでしょうか。

(後藤義務教育課長)

はい。

(麻生委員)

私も同意見です。提示している市町村の学力向上アクションプランは公表していないのでしょうか。

(後藤義務教育課長)

各市町村の学力向上アクションプランについては、各市町村がそれぞれの方法で公表しています。今後は、県として各市町村の学力向上アクションプランの概要を併せて県民の皆様に公表していきたいと思えます。

(麻生委員)

各市町村間の情報交換がなされていないように思います。県として各市町村ごとの情報交換は大いにやるべきだと思います。これを機会にお願いいたします。

(後藤義務教育課長)

私も先進県に参りました。大分県は、他県の状況を知りませんでした。ご指摘のとおり、市町村間の情報交換もしていませんでした。今後は互いに情報を共有し、好事例に学びあいネットワーク化が図れればと思っております。

(岩崎委員長)

各学校ごとの公表については、成績のよい学校は問題はありませんが、成績が芳しくない学校については、公表を渋ることを想定して、大分県のスタンスがあるように思います。ただ、公表に係る大分県のスタンスを県の調査と同様にすれば、現場では大きな混乱は起こらないでしょう。ただ、より先進的な義務教育の学校があって、そこの校長が、説明責任を果たす意味で、自分たちの成果や取組みを公表してもいいとなった場合は、大分県のスタンスでは、公表できないことになるのでしょうか。成果を上げている学校といえない学校の公表については、どうなのでしょうか。

(後藤義務教育課長)

今後、各市町村の意向等を詰めていきたいと思えます。市町村は、公表方法や公表内容等を含めて考えたいということですので、半年間くらいかけて、どういう形で公表していくのか、お互いに大分県の子供たちのことを考えて話を詰め、具体的なものは然るべきタイミングで再度お諮りしたいと思えます。今日は、大きな考え方で、これで動かしていただきたいということでございます。

(岩崎委員長)

県の調査に合わせるということであれば、現場に混乱は生じないでしょうが、将来的には、もっと広げる必要があるのではないかと思います。

「平成26年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについての皆様のご意見は、基本的には賛成でありますので、今後はこのスタンスを進めていただければと思えます。

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございませんか。

それでは、非公開の議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

2課（教育改革・企画課、教育人事課）在室

【議案】

第1号議案 教育庁の管理職人事について

(岩崎委員長)

それでは、第1号議案「教育庁の管理職人事について」提案を求めます。

(説明)

(岩崎委員長)

何かご意見ご質問はありませんか。

(質問、意見)

(岩崎委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 教職員の懲戒処分について

(岩崎委員長)

それでは、第2号議案「教職員の懲戒処分について」提案を求めます。

(説明)

(岩崎委員長)

何かご意見ご質問はありませんか。

(質問、意見)

(岩崎委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第2号議案の承認について、お

諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第2号議案については、提案どおり承認します。

【協 議】

②大分県スポーツ推進審議会委員の変更と公募制の導入について

(岩崎委員長)

それでは、協議の②「大分県スポーツ推進審議会委員の変更と公募制の導入について」協議をします。

(説明)

(岩崎委員長)

質疑・意見等のある方はお願いします。

(質問・意見等)

(岩崎委員長)

他に何かはございませんか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえて、進めてください。

最後にこの際、何かありましたらどうぞお願いします。

それでは、これで平成25年度第18回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成25年度第18回大分県教育委員会会議次第

日時 平成25年12月6日(金)

16:10~17:20

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 教育庁の管理職人事について

第2号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

①平成25年第4回定例県議会提出議案に対する教育委員会の意見について

②学校教育法施行規則の一部改正について

(3) 協 議

①「平成26年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて

②大分県スポーツ推進審議会委員の変更と公募制の導入について

(4) その他

4 閉 会

報告第一号

平成二十五年第四回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十五年十二月六日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

教委教改第1468号

平成25年11月25日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会

委員長 岩崎

哲



議案に対する教育委員会の意見について(回答)

平成25年11月20日付け財第851号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに、異議ありません。

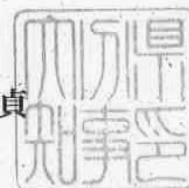
財 第 8 5 1 号

平成25年11月20日

大分県教育委員会

委員長 岩崎哲朗 殿

大分県知事 広瀬勝貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名

- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- ・職員の給与に関する条例の一部改正について
- ・大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について
- ・公の施設の指定管理者の指定について

2 議案上程県議会

平成25年第4回定例県議会

第百十四号議案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十六日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(大分県社会教育委員条例の一部改正)

第一条 大分県社会教育委員条例(昭和二十四年大分県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十四年六月法律第二百七号」を「昭和二十四年法律第二百七号」に、「基き」を「基づき」に、「以下委員」を「以下「委員」」に、「おく」を「置く」に改める。

第十一条中「速かに」を「速やかに」に改め、同条を第十二条とし、第六条から第十条までを一条ずつ繰り下げる。

第五条中「召集する」を「招集する」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「毎年四月、八月、十二月に」を「年三回」に、「委員会」を「「委員会」」に、「但し」を「ただし」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「但し」を「ただし」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、大分県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年大分県条例第百五号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項第二号中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

(大分県固定資産評価審議会条例の一部改正)

第三条 大分県固定資産評価審議会条例(昭和三十七年大分県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百一条の二第六項」を「第四百一条の二第五項」に改める。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(組織)

第二条 審議会は、委員十人以内で組織する。

(大分県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部改正)

第四条 大分県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例(平成十一年大分県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県介護保険審査会の公益を代表する委員及び合議体を構成する委員の定数を定める条例

本則を第一条とし、同条に見出しとして「(公益を代表する委員の定数)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(合議体を構成する委員の定数)

第二条 介護保険法第八十九条第二項の合議体を構成する委員の定数は、三人とする。

(大分県社会福祉審議会条例の一部改正)

第五条 大分県社会福祉審議会条例(平成十二年大分県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第四条の見出しを「(組織)」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

審議会は、委員四十人以内で組織する。

第六条第五項中「第八条第二項」を「第九条第一項」に改める。

第七条中「第十一条第三項」を「第十一条第一項」に、「法第十一条第四項」を「同条第二項」に改める。

(大分県留置施設視察委員会条例の一部改正)

第六条 大分県留置施設視察委員会条例(平成十九年大分県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条第六項」を「第二十一条第四項」に改める。

第三条第二項中「補欠」を「委員の任期は、一年とする。ただし、補欠」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十五年法律第四十四号)の施行に伴い、附属機関の委員の定数等を含め、及び規定を整備する必要があるため提出する。

第百十六号議案

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十六日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和三十一年大分県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「規定により職員」の下に「(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 五十五歳(医療職給料表)の適用を受ける職員にあつては、五十七歳)に達した日以降直近の三月三十一日を超えて在職する職員の第四項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の昇給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第十三条の六第三項第一号中「算出した額」の下に「。ただし、当該特別料金等の額を運賃等相当額に含めた額を運賃等相当額とみなして算出した一箇月当たりの運賃等相当額(鉄道の利用に係るものに限る。)が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、当該一箇月当たりの運賃等相当額から五万五千円を減じた額の四分の三に相当する額に五万五千円を加えた額に、支給単位期間の月数を乗じて得た額」を加え、同項第二号中「二分の一」を「四分の三」に改める。

第十九条中「前四条」を「第十五条から前条まで」に、「及びこれ」を「これ」に改め、「地域手当の月額」の下に「及び人事委員会規則で定める手当の月額」を加え、「乗じた」を「乗じて得た時間から人事委員会規則で定める時間を減じた」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定については、同年一月一日から施行する。

(人事委員会への委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 職員の育児休業等に関する条例(平成四年大分県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十六条の表の第七条第三項及び第五項の項中「及び第五項」を「第五項及び第六項」に改める。

第二十二条の表の第七条第三項及び第五項の項中「及び第五項」を「第五項及び第六項」に改める。

理 由

人事委員会の勧告等の趣旨を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情を考慮して、五十歳を超える職員について昇給の制度を改定する必要があり、及び通勤手当の額等を改定したいので提出する。

第百三十一号議案

大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十六日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大分県立学校の設置に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表の高等学校の部の大分県立臼杵商業高等学校の項、大分県立野津高等学校の項及び大分県立津久見高等学校の項を削り、同部の大分県立津久見高等学校（平成二十三年度に設置されたものをいう。）の項中「（平成二十三年度に設置されたものをいう。）」を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

理 由

高校改革推進計画に基づき、在校生が卒業する県立臼杵商業高等学校、県立野津高等学校及び県立津久見高等学校を廃止したいので提出する。

第百三十二号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次の公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、議決を求める。

平成二十五年十一月二十六日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 公の施設の名称 大分県立庄内屋内競技場
- 二 指定管理者 由布市庄内町柿原三百二番地
由布市
由布市長 首 藤 奉 文
- 三 指定の期間 平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 提案価格 なし

理 由

大分県立庄内屋内競技場の設置の目的を効果的に達成するため、当該競技場の管理を行わせる指定管理者を指定したいので提出する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

1 条例の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。以下「3次一括法」という。）が平成25年6月に公布・施行された（一部平成26年4月1日等施行）。

3次一括法による関係法律の改正により附属機関の委員の資格、定数等に係る義務付け・枠付けが見直されたことに伴い、附属機関の委員の定数等を定め、及び規定を整備するため、関係条例の一部改正を行うもの。

2 改正の概要（第1条関係）

附属機関に係る関係条例につき、以下のとおり改正を行う。

○大分県社会教育委員条例（昭和24年条例第40号。第3条関係）

- ・委員の委嘱基準 → 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者から委嘱

※改正前の社会教育法の規定（学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者）を継承

- ・字句の修正

3 施行期日

平成26年4月1日

「第3次一括法」(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号))の施行に伴う大分県社会教育委員条例の一部改正(概要)

1 「第3次一括法」改正概要(社会教育法)

経 過	関係法律
<p>地方公共団体に対する義務付け・枠付け等については、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて、対象となる約4千条項について順次見直しを実施中。今回第3次見直しに係る事項及び地方からの提案を受けた第4次見直しに係る事項について関係法律の整備を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">【 74法律を一括改正 】</p> <p>(「第3次一括法」の施行日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに施行できるもの H25. 6.14(公布の日) ・政省令等の整備が必要なもの H25. 9.14 ・<u>条例等の整備が必要なもの H26. 4. 1</u> 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>社会教育法 (昭24法律207号)</p> </div>

社会教育法(現行)	社会教育法(改正後 H26.4.1施行)
<p>社会教育委員の委嘱基準(現行は法律事項)</p> <p>(社会教育委員の構成)</p> <p>第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。</p> <p>2 社会教育委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者</u>の中から、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(社会教育委員の定数等)</p> <p>第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。</p>	<p>文部科学省令の定める基準を参酌し各自治体の条例で定める。</p> <p>(社会教育委員の設置)</p> <p>第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。</p> <p>2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(社会教育委員の委嘱の基準等)</p> <p>第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。<u>この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</u></p>

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令(平23省令42号)

(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)

第18条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

2 第3次一括法施行に伴う大分県社会教育委員条例について

○ 改正内容

(社会教育委員の委嘱の基準を追加するもの)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、大分県教育委員会が委嘱する。

○ 施行期日 H26. 4. 1

大分県社会教育委員条例（昭和二十四年九月九日大分県条例第四十号）新旧対照表

新	旧
<p>第一条 社会教育法（昭和二十四年 法律第二百七号）第十五条に基づき社会教育の振興に資するため大分県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>第二条 委員の定数は二十人以内とする。</p> <p>第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</p> <p>第四条 委員の任期は二年とする。欠員補充の場合は前任者の残任期間とする。ただし、特別の事情ある場合は任期中解嘱することができる。</p> <p>第五条 委員は年三回 会議（以下「委員会」という。）を開く。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。</p> <p>第六条 委員会は教育長が招集する。</p> <p>第七条 委員会は委員長及び副委員長を互選する。</p> <p>2 委員長は委員会の議長となる。</p> <p>3 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故のあるときはその職務を代理する。</p> <p>第八条 委員会は委員定数の二分の一以上出席しなければ開会することができない。</p> <p>第九条 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決する。可否同数なるときは委員長が決する。</p>	<p>第一条 社会教育法（昭和二十四年六月法律第二百七号）第十五条に基づき 社会教育の振興に資するため大分県社会教育委員（以下「委員」という。）をおく。</p> <p>第二条 委員の定数は二十人以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>第三条 委員の任期は二年とする。欠員補充の場合は前任者の残任期間とする。但し、特別の事情ある場合は任期中解嘱することができる。</p> <p>第四条 委員は毎年四月、八月、十二月に会議（以下「委員会」という。）を開く。但し、必要に応じて臨時に開くことができる。</p> <p>第五条 委員会は教育長が召集する。</p> <p>第六条 委員会は委員長及び副委員長を互選する。</p> <p>2 委員長は委員会の議長となる。</p> <p>3 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故のあるときはその職務を代理する。</p> <p>第七条 委員会は委員定数の二分の一以上出席しなければ開会することができない。</p> <p>第八条 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決する。可否同数なるときは委員長が決する。</p>

第十条 委員会が必要に応じ専門的な事項を審議するため専門部会を開催することができる。

第十一条 専門部会の開催に必要な事項は委員会で定める。

第十二条 委員長は委員会の経過及び結果を速やかに教育長を経て教育委員会に報告しなければならない。

第九条 委員会が必要に応じ専門的な事項を審議するため専門部会を開催することができる。

第十条 専門部会の開催に必要な事項は委員会で定める。

第十一条 委員長は委員会の経過及び結果を速やかに教育長を経て教育委員会に報告しなければならない。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 改正内容

(1) 昇給制度（第7条関係）

○55歳を超える職員の標準昇給号給数

【現行】 2号給

【改正案】 0号給

※ この改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例（平成4年大分県条例第4号）の規定の整備を行う（附則第3項）。

(2) 通勤手当（第13条の6関係）

○特急列車利用者の手当額

【現行】 1月当たり5万5千円を限度に、普通定期券と特急料金の合計額（特急定期券の額）を支給

【改正案】 1月当たり5万5千円までは現行どおり。それを超える場合は、現行の額に加え、超える額の3/4に相当する額を支給

○高速道路等利用者の手当額

【現行】 通勤距離に応じた額に高速道路等料金の1/2相当額を加算して支給

【改正案】 通勤距離に応じた額に高速道路等料金の3/4相当額を加算して支給

(3) 勤務1時間当たりの給与額（第19条関係）

○勤務1時間当たりの給与額の算定方法

【現行】
$$\frac{（給料の月額 + これに対する地域手当の月額） \times 12月}{1週間当たりの勤務時間 \times 52週}$$

【改正案】
$$\frac{（給料の月額 + これに対する地域手当の月額 + その他の手当） \times 12月}{1週間当たりの勤務時間 \times 52週 - 休日等の時間}$$

※ 「その他の手当」… 初任給調整手当、月額の特殊勤務手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）及び農林漁業普及指導手当（人事委員会規則で規定）

「休日等の時間」… 年間の祝日法による休日及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数に1日の勤務時間を乗じて得た時間（人事委員会規則で規定）

2 施行期日（附則第1項）

平成26年4月1日（ただし、1の(1)の改正については、同年1月1日）

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

○職員給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）

新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第七條 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 五十五歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあつては、五十七歳）に達した日以降直近の三月三十一日を超えて在職する職員の前項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 9 略</p> <p>第十三条の六（通勤手当） 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の</p>	<p>第七條 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5 前項の規定により職員（を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。）</p> <p>6 五十五歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあつては、五十七歳）に達した日以降直近の三月三十一日を超えて在職する職員の前項の規定の適用については、同項中「四号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給）」とあるのは、「二号給」とする。</p> <p>7 9 略</p> <p>第十三条の六（通勤手当） 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の</p>

通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。)

二 略
三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

2 号に定める額とする。
一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。)が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額(一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第一号に定める額又は前号に定める額
三 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定める

通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。)

二 略
三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

2 号に定める額とする。
一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。)が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額(一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第一号に定める額又は前号に定める額
三 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定める

ものうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特別急行列車を利用する場合における通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額を運賃等相当額に含めて前項の規定により算出した額。ただし、当該特別料金等の額を運賃等相当額に含めた額を運賃等相当額とみなして算出した一箇月当たりの運賃等相当額（鉄道の利用に係るものに限り、）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、当該一箇月当たりの運賃等相当額から五万五千円を減じた額の四分の三に相当する額に五万五千円を加えた額に、支給単位期間の月数を乗じて得た額

二 前号に掲げる場合以外の場合における通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の四分の三に相当する額及び前項の規定による額の合計額

4
5
8
略

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

第十九条 第十五条から前条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じて得た時間から人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

ものうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特別急行列車を利用する場合における通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額を運賃等相当額に含めて前項の規定により算出した額

二 前号に掲げる場合以外の場合における通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額及び前項の規定による額の合計額

4
5
8
略

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

第十九条 前四条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じて得た時間から人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 附則第3項 新旧対照表
 ○職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月三十一日大分県条例第四号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行				
<p>（略）</p> <p>第七條第三項、 第五項及び第六項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に應じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>	<p>（略）</p> <p>第七條第三項及び第五項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に應じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>	
<p>（略）</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に應じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>	<p>（略）</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に應じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>	
<p>（略）</p> <p>第七條第三項、 第五項及び第六項</p>		<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に應じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>	<p>（略）</p> <p>第七條第三項及び第五項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に應じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>
<p>（育児短時間勤務職員についての給与条例の特例） 第十六條 育児短時間勤務をしてゐる職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に應じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>	<p>（略）</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に應じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>
<p>（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例） 第二十二條 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に應じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>	<p>（略）</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に應じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>

大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

1 改正内容

大分県立臼杵商業高等学校、大分県立野津高等学校及び大分県立津久見高等学校を廃止する。

2 改正理由

(1) 大分県立臼杵商業高等学校、大分県立津久見高等学校の廃止

「高校改革推進計画」に基づき、臼杵商業高等学校、海洋科学高等学校、津久見高等学校を統合し、新たな津久見高等学校を平成24年4月に開校したことに伴い、臼杵商業高等学校及び統合前の津久見高等学校の生徒の募集を平成24年度から停止していたが、平成23年度以前に入学した生徒が平成26年3月をもって卒業するため、これら2校を廃止するものである。

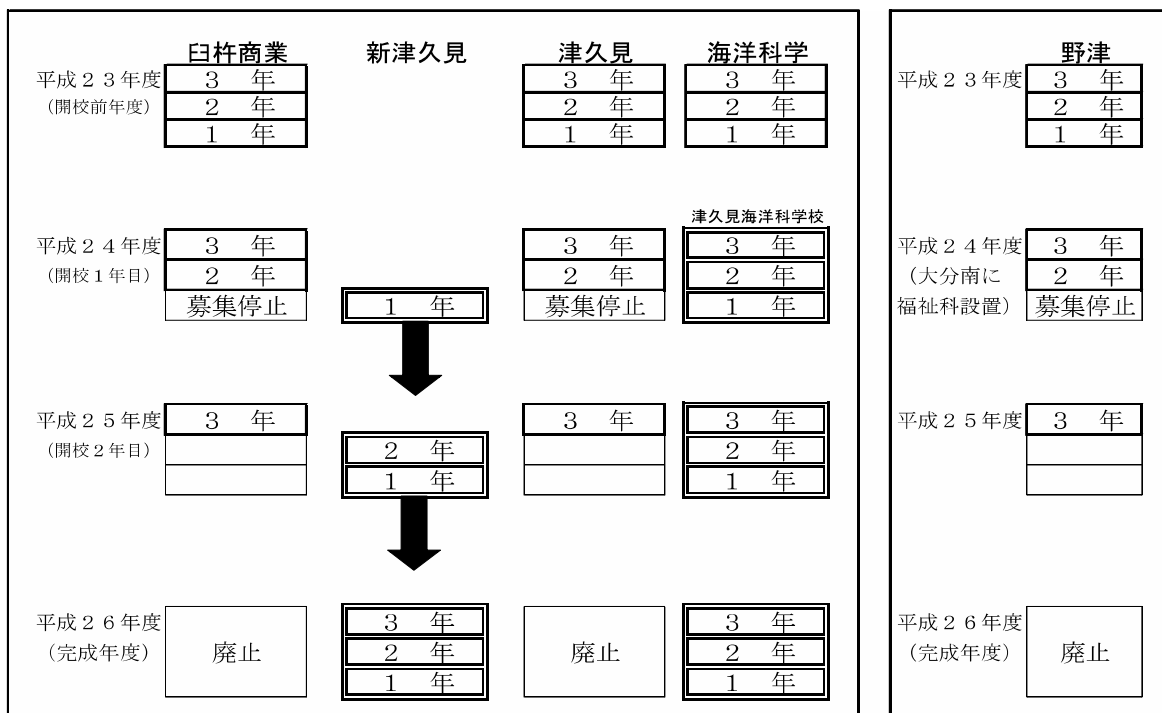
(2) 大分県立野津高等学校の廃止

上記計画に基づき、大分県立大分南高等学校に福祉科が平成24年度に設置されたのに伴い、野津高等学校の生徒の募集を平成24年度から停止していたが、平成23年度以前に入学した生徒が平成26年3月をもって卒業するため、同校を廃止するものである。

3 施行期日

平成26年4月1日

統合等の手順



○大分県立学校の設置に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十七号） 新旧対照表

新		旧	
別表（第二条関係） 高等学校の部		別表（第二条関係） 高等学校の部	
名 称	位 置	名 称	位 置
大分県立高田高等学校	豊後高田市玉津一、八三四番地一	大分県立高田高等学校	豊後高田市玉津一、八三四番地一
〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉
〈削る〉	〈削る〉	大分県立臼杵商業高等学校	臼杵市大字家野一、四四五番地二
〈削る〉	〈削る〉	大分県立野津高等学校	臼杵市野津町大字野津市五三七番地一
〈削る〉	〈削る〉	大分県立津久見高等学校	津久見市大字津久見三、四八五番地一
大分県立津久見高等学校	津久見市大字津久見三、四八五番地一	大分県立津久見高等学校（平成二十三年度に設置されたものをいう。）	津久見市大字津久見三、四八五番地一
大分県立津久見高等学校	津久見市大字津久見三、四八五番地一	大分県立津久見高等学校海洋科学学校	臼杵市大字諏訪二五四番地一の二
大分県立佐伯鶴城高等学校	佐伯市城下東町七番一号	大分県立佐伯鶴城高等学校	佐伯市城下東町七番一号
大分県立佐伯豊南高等学校	佐伯市鶴岡町二丁目二番一号	大分県立佐伯豊南高等学校	佐伯市鶴岡町二丁目二番一号
大分県立佐伯鶴岡高等学校	佐伯市大字鶴望二、八五一番地一	大分県立佐伯鶴岡高等学校	佐伯市大字鶴望二、八五一番地一
大分県立佐伯豊南高等学校（平成二十五年度に設置されたものをいう。）	佐伯市大字鶴望二、八五一番地一	大分県立佐伯豊南高等学校（平成二十五年度に設置されたものをいう。）	佐伯市大字鶴望二、八五一番地一
〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉
特別支援学校の部	〈略〉	特別支援学校の部	〈略〉
〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉
中学校の部	〈略〉	中学校の部	〈略〉
名 称	位 置	名 称	位 置
大分県立大分豊府中学校	大分市大字羽屋六〇〇番地一	大分県立大分豊府中学校	大分市大字羽屋六〇〇番地一

※表中の――（波線）はその部分の学校名の省略を表す。

公の施設の指定管理者の指定について

1 施設の概要

①名称	大分県立庄内屋内競技場
②所在地	由布市庄内町大龍1314
③敷地面積	10,172㎡
④設置	平成4年8月1日
⑤休業日	年末年始、月曜日（その日後の最も近い休日でない日）
⑥利用時間	午前9時～午後10時まで
⑦保有施設	ア 競技場棟 射場（50m）26射座 テニス（2面）、卓球（10台）、ゲートボール等 イ エアライフル射撃場棟 射場（10m）26射座

2 由布市を指定する理由

由布市総合運動公園に隣接し、スポーツゾーンの一施設として一体的、効率的に運営されていることから、由布市を指定管理者に任意指定する。

3 指定管理者が行う業務

- ア 庄内屋内競技場の維持管理及び修繕に関する業務
- イ 庄内屋内競技場の利用の受付、許可に関する業務
- ウ 庄内屋内競技場の利用の促進に関する業務 等

4 目標指標 年間利用者数 4,500人

5 期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間

6 管理に要する経費

施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用している。また、庄内屋内競技場は由布市総合運動公園に隣接し、スポーツゾーンの一施設として一体的、効率的に運営されている。
このため、県は社会体育施設保険料は負担するが、委託料は支出しない。

7 パブリックコメント及び有識者の意見

(1) 県民意見の募集

平成25年9月13日から平成25年10月31日までの間、「大分県立庄内屋内競技場の指定管理者の任意指定（案）」に対する県民意見を募集。

（結果）意見の提出なし。

(2) 有識者からの意見聴取

大分県スポーツ推進審議会委員20名に意見を聴取。

（主な意見）

- ・由布市への任意指定に肯定的な意見（反対意見無し）。
- ・健康教室等多目的な活用の推進。
- ・利用者へのサービスの向上、安全面、衛生面の管理指導の徹底。

8 今後の手続き

(1) 指定管理の指定 県議会の議決を経たのち、由布市を指定管理者として指定し、告示する。

(2) 協定の締結 大分県教育委員会と由布市は、業務内容や管理の基準に関する事項等について協議のうえ協定を締結する。

「学校教育法施行規則の一部改正について」(平成25年11月29日文部科学省通知)

を受けた、市町村教育委員会及び県立学校への通知内容について

(市町村教育委員会に対して)

以下の内容を通知

- ・ 改正の趣旨等を十分に御了知の上、適切に対処頂くこと
- ・ 子供たちの土曜日等における教育環境の充実を図ることは重要であり、地域の教育力を活用した学びの支援に積極的に取り組んで頂きたいこと

(県立学校に対して)

以下の内容を通知

- ・ 通知の通りの改正があったこと
- ・ 設置者である県教育委員会としての今後の対応方針については現在検討中であり、年度内に改めて知らせること

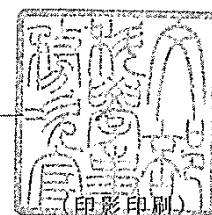
25文科初第977号
平成25年11月29日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長
高等専門学校を設置する各学校法人の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長



殿

文部科学事務次官
山中伸



学校教育法施行規則の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第31号）」（以下「改正規則」という。）が、平成25年11月29日に公布され、公布の日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、内容及び留意事項については、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処ください。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、高等専門学校を設置する各学校法人の長及び独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、設置する高等専門学校に対して、このことを周知くださるようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

今回の改正は、公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する高等専門学校にあっては、当該公立大学法人の理事長。以下「設置者」という。）が必要と認める場

合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確にするものであること。

第2 改正の内容

- (1) 公立の幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校及び高等専門学校において，設置者が必要と認める場合は，土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確にすること。(第39条，第61条，第79条，第104条第1項，第113条第1項，第135条第1項及び第179条関係)
- (2) その他所要の規程の整備を行うこと。(第63条関係)
- (3) この改正規則は，公布の日から施行すること。(附則関係)

第3 留意事項

- (1) 公立学校において，土曜日等に授業を実施する場合の内容や頻度等については，土曜日等の教育，スポーツ活動等の状況など学校や地域の実情，児童生徒の負担等も踏まえながら，設置者において適切に判断される必要があること。
- (2) 学校，家庭及び地域の三者が互いに連携し，役割分担しながら社会全体で子供を育てるという基本理念は引き続き重要であり，公立学校において土曜日等に授業を行う場合には，児童生徒の発達段階を踏まえつつ，例えば，地域と連携した体験活動を行ったり，豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得たりするなど，土曜日等に実施することの利点を生かした工夫を行うことが期待されること。
- (3) 公立学校において土曜日等に授業を実施する場合には，保護者や関係機関等の協力を得ながら，児童生徒の登下校時の安全確保について適切な対応を図ること。
- (4) 土曜日等の教育環境の充実のために教職員が土曜日等に勤務をする場合には，週休日の振替等を実行するなど適切に対応すること。
- (5) 公立学校における土曜日等の授業の実施は，子供たちの土曜日等における教育環境の充実を図るための方策の一つとして位置付けられるものであり，設置者においては，土曜日等の授業のほか，地域における多様な学習，文化やスポーツ，体験活動等の機会の充実等により，総合的な観点から子供たちの土曜日等の教育環境の充実に取り組むことが期待されること。

第4 その他

今回の改正は公立学校の休業日に関するものであるが，国立又は私立の幼稚園，小学校，中学校，高等学校，特別支援学校及び高等専門学校における土曜日等の教育環境の充実にあたっては，上記第3を適宜参考とされたい。

【本件連絡先】

- ・土曜日等における授業の実施に関すること
文部科学省初等中等教育局
教育課程課教育課程企画室企画係
電 話：03-5253-4111（代表）内線2367

- ・地域の多様な学習や体験活動等に関すること
文部科学省生涯学習政策局社会教育課
地域・学校支援推進室地域学習活動企画係
電 話：03-5253-4111（代表）内線3284

- ・教職員の勤務に関すること
文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育公務員係
電 話：03-5253-4111（代表）内線2358

- ・児童生徒の登下校時の安全確保に関すること
文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課交通安全係
電 話：03-5253-4111（代表）内線2695

○文部科学省令第三十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日

文部科学大臣 下村 博文

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十一条中「特別の必要がある」を「当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める」に改める。

第六十三条中「この旨を」の下に「当該学校を設置する地方公共団体の」を加える。

第一百七十九条中「第三号」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、<u>当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日</p> <p>二 日曜日及び土曜日</p> <p>三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日</p> <p>第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を<u>当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>第七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第一百四条第三項、第六十四條から第六十六條まで並びに第六十九條から第七十二條の二までの規定は、高等専門学校に準用する。この場合において、第六十一条中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）」と、第六十四條第一項中「第五條」とあるのは「第二百二十三條において準用する第五條」と、同条第三項中「第九十條第一項の規定により大学」とあるのは「第一百八條の規定により</p>	<p>第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、<u>特別の必要がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日</p> <p>二 日曜日及び土曜日</p> <p>三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日</p> <p>第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>第七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第一百四条第三項、第六十四條から第六十六條まで並びに第六十九條から第七十二條の二までの規定は、高等専門学校に準用する。この場合において、第六十一条第三号中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）」と、第六十四條第一項中「第五條」とあるのは「第二百二十三條において準用する第五條」と、同条第三項中「第九十條第一項の規定により大学」とあるのは「第一百八條の規定</p>

高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準」と、同条第六項中「第二百五条」とあるのは「第二百二十三条において準用する第二百五条」と読み替えるものとする。

により高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準」と、同条第六項中「第二百五条」とあるのは「第二百二十三条において準用する第二百五条」と読み替えるものとする。

H 2 6 全国学力・学習状況調査結果の公表の取扱いについて

義務教育課

◎公表に係る文部科学省の考え方（実施要領）

○市町村教育委員会

域内の個々の小・中学校の結果公表を行うことができる。

ただし

- ①教育委員会は公表の内容や方法を各学校と相談し、学校側の判断、意向を尊重する。
- ②学校側の課題などのデータや調査結果を踏まえて、自らが実施する改善策も併せて公表する。
- ③学校ごとの平均正答率を一覧表にして公表することはできない。

○都道府県教育委員会

都道府県教委委員会は市町村教育委員会の同意を得て、個々の市町村教育委員会の結果を公表できる。また、市町村教育委員会の同意を得て、学校ごとの結果についても、公表できる。ただし、学校ごとの平均正答率を一覧表にして公表することはできない。

◎公表に係る大分県教育委員会のスタンス

平成26年度全国学力・学習状況調査結果の公表の取扱いについては、本県調査結果の公表の取扱いと同様に、①市町村ごとの結果、②成果をあげている学校の結果・取組を積極的に公表することとしたい。

それにより、市町村・学校は、課題を分析し、具体的目標や改善策等を掲げ検証・改善を行うことはもとより、他の市町村や学校の事例を参考とすることや、家庭や地域に対する説明責任を果たしつつ、学校と家庭、地域が一体となった学力向上の取組を推進していくことができると考える。

◎県教育委員会の対応

- 市町村教育委員会からの同意を得て、市町村ごとの結果や成果を上げている学校の結果・取組を公表することとしたい。

○公表内容

同意を得た市町村について、以下の結果等を公表する。

- ・各市町村の平均正答率や質問紙調査等の結果
- ・市町村の学力向上アクションプランの概要
- ・県教育委員会の支援策
- ・成果を上げている学校の結果や取組

「平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」の概要

本実施要領は、平成26年度全国学力・学習状況調査の実施に当たり、調査の目的、対象、内容、実施日、実施体制及び結果の取扱い等の調査の適切な実施に必要な事項を定めるもの。教育委員会等は本実施要領に基づき調査に参加・協力する。

1. 調査の内容

対 象：小学校第6学年，中学校第3学年の全児童生徒

内 容：国語，算数・数学の2教科 及び 質問紙調査

実施日：平成26年4月22日（火）

2. 平成25年度実施要領からの主な変更点

教育委員会における市町村・学校の結果公表の取扱い関係部分

⇒〔実施要領P.5～6「7(5)調査結果の取扱いに関する配慮事項」〕参照

(概要)

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。このことを踏まえ、以下の取扱いとした。

- ◇ 市町村教育委員会（学校の設置管理者）において、それぞれの判断で、実施要領に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるとした。
- ◇ 都道府県教育委員会において、市町村教育委員会の同意を得た場合は、実施要領に定める配慮事項に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるとした。
- ◇ 教育委員会等において調査結果を公表する場合の配慮事項として、

- ・ 公表内容・方法等は、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断する。
- ・ 単に平均正答率等の数値のみの公表は行わず、分析結果を併せて公表する。また、分析結果を踏まえた改善方策についても公表する。
- ・ 市町村教育委員会において個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合は、当該学校と公表内容・方法等について事前に十分相談する。なお、平均正答率等の数値を一覧にしての公表や各学校の順位付けは行わない。
- ・ 児童生徒の個人情報の保護や学校・地域の実情に応じた必要な配慮を行う。

ことなどを定めた。